

お薬手帳2回目持参「減額」で患者を誘導

12月4日の中医協・総会（会長：田辺国昭・東京大学大学院法学政治学研究科教授）では、2016年度調剤報酬改定に向け、かかりつけ薬剤師・薬局を推進するための論点が提示された。

事務局が提示した論点は、10月に公表された「患者のための薬局ビジョン」を踏まえたもので、かかりつけ薬剤師・薬局を調剤報酬上に位置付けた上で、これまでの“対物業務”から“対人業務”へと転換を促すことを大きな枠組みとしている。併せて、かかりつけ機能を持たない大型駅前薬局は評価を引き下げる方向も示した。

具体的には、かかりつけ薬剤師の要件等を明確化し、その業務について包括評価の導入も視野に入れつつ検討するとした。さらに、かかりつけ機能の評価を目的としている基準調剤加算において、在宅訪問の実績や開局時間、プライバシーへの配慮などに関する要件や、かかりつけ薬剤師の配置要件を設定することも提案されている。

また、対人業務を評価するため、患者がお薬手帳を持って同じ薬局に継続して行くように、薬剤服用歴管理指導料において「2回目以降に手帳を持参して来局した場合は点数を下げる」ことが提案された。通常のインセンティブが医療機関・薬局の行動を促すために点数を引き上げる手法を取るのに対し、点数を引き下げることで患者側の行動を誘導しようとするものとなっている。お薬手帳については、紙媒体と同等の機能を有する場合は電子版も同様の取り扱いとすることも論点に挙げられた。

その他、対物業務から対人業務への転換を促すための調剤料、指導料の評価の仕組みの在り方や、残薬剤減等に向け、患者にバッグ等を渡して自宅の薬を持参してもらう取り組みの推進なども検討課題となっている。

中川俊男委員（日本医師会副会長）は「これまでの体制評価から、かかりつけ薬剤師を評価する方向に見直す必要がある」と問題意識を表明し、そのためには「抜本的な改革が必要である」とした。事務局案の全体的な方向性に対する大きな反対意見はなかった。

■大型駅前薬局への減算規定さらに厳格化へ

大型駅前薬局については、現行の処方箋受付回数と集中率に応じた調剤基本料の減算規定の対象を拡大する方向性が示された。さらに、「店舗数の多い薬局」や「特定の医療機関からの処方箋が多い薬局」「特定の医療機関との関係性が深い薬局」に対する減算規定の設定も検討するなど、事務局は「かかりつけ機能を果たしていない薬局はどんどん減らしていく」との姿勢を明らかにしている。

なお、未妥結減算については、実態に合った対象範囲の見直しを行った上でルールを継続する方向となった。同ルールは、医薬品の妥結率が低い場合、医薬品価格調査を妨げることから2014年度改定で導入されている。